

平成25年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況  
 神戸市立海外移住と文化の交流センター指定管理者

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>使用料に関して指定管理協定書に基づいた事務処理をするべきもの</p> <p>交流センターの指定管理協定書では、指定管理者は使用料を徴収したときは、指定管理者代表者の専用口座(決済用預金)に日々入金し、月末で集計して、翌月の10日までに本市の納付書により払い込まなければならないと定めているが、使用料を約1月分まとめて専用口座に入金しており、また期日を経過して払い込まれていた。</p> <p>指定管理者は、指定管理協定書に基づいて適正かつ迅速な事務処理を行うべきである。また、本市所管局は指定管理者に対して適正な事務処理をするよう求めるべきである。</p>	<p>指定管理者に対して改善を求め、指定管理者において、神戸市立海外移住と文化の交流センターにおける専用口座を設けたうえで、原則として使用料収納当日に入金することとした。また、期日内に使用料が入金されるよう徹底をはかり、その結果、監査後の使用料については、期日内に入金されている。</p>	<p>措置済</p>
<p>使用料を条例に定められた期日で収入するべきもの</p> <p>活動支援室は1年を超えない期間で使用許可をすることができ、その使用料について、神戸市立海外移住と文化の交流センター条例第10条では、使用許可を受けた者は毎月5日までにその月分を納付しなければならない、と定めているが、指定管理者はこの期日を経過して使用料を徴収していた。</p> <p>条例に定められた期日までに徴収するべきである。</p>	<p>指定管理者に対して改善を求め、期日内に使用料が入金されるよう徹底をはかり、その結果、監査後の使用料については、期日内に入金されている。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 意見</p> <p>共同事業体協定書ひな型に準じた協定書の締結について</p> <p>交流センターの指定管理者構成員間で締結している「神戸市立海外移住と文化の交流センター指定管理者共同事業体協定書」(以下「交流センター共同事業体協定書」という。)では、本市の「公の施設の指定管理者制度運用指針 運用マニュアル(様式集)共同事業体協定書のひな型」(以下「協定書ひな型」という。)で示されている取引金融機関(第10条)、決算(第11条)、利益金の配当の割合(第12条)、欠損金の負担の割合(第13条)が盛り込まれていなかった。</p> <p>協定書ひな型は、施設の特性等に応じて適宜必要な修正を加えることができるとされているが、交流センター共同事業体協定書に盛り込まれていなかった事項は共同事業体を運営するにあたっては重要なものである。</p> <p>本市所管局は、協定書ひな型の条文の必要性を検証し、共同事業体の運用がより良いものとなるよう、今後共同事業体を指定管理者として選定する際は、協定書ひな型に準じた共同事業体協定書を締結するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>今後の指定管理者の指定における共同事業体協定書については、「公の施設の指定管理者制度運用指針 運用マニュアル」における共同事業体協定書ひな型に準じた協定書を締結するよう、指導することと決定した。</p>	<p>措置済</p>